

平成 24 年 8 月 10 日

南海トラフ巨大地震対策協議会に おけるブロック協議会について

1. 趣 旨

南海トラフ巨大地震対策協議会の趣旨を踏まえ、以下を実施することにより、地域ごとの防災関係機関がより緊密かつ迅速な連携を図ることを目的として、南海トラフ巨大地震対策ブロック協議会を開催する。

(1) 地域における取組等の向上

- ア 地域における各機関の対策及び計画の問題及び脆弱点の洗い出し
- イ 必要な施策の調整及び整合
- ウ 訓練による連携体制の検証

(2) 国及び他の機関に対する要望等の提出

2. 構成員

(1) 全体協議会の構成員以外の以下の機関等も構成員とすることができる。

具体の構成は、ブロック幹事が主体となり検討する。

- ア 中央省庁の地方支分部局
- イ 地方公共団体等
都府県、市町村及びこれら地方公共団体を構成員とする一部事務組合等
- ウ 指定公共機関等
指定公共機関及びこれらに準ずる公共的機関等

(2) 内閣府は、すべてのブロック協議会の構成員とする。

3. 組 織

全体協議会の下に、①関東、②中部、③近畿、④中国、⑤四国、⑥九州の 6 つのブロック協議会を開催する。

各ブロック協議会を構成する都府県は、別紙のとおりとする。

4. 運 営

各ブロック協議会の事務は、各ブロック内の構成都府県で互選した都府県及び内閣府が共同で処理する。

各ブロック協議会の構成

地域におけるこれまでの取組み及び各都府県よりの意見に鑑みて、以下のとおり区分する。(注：下線は複数ブロックに重複する県)

1. 関東ブロック

茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県（5）

2. 中部ブロック

岐阜県、愛知県、三重県、長野県、静岡県、滋賀県（6）

3. 近畿ブロック

三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、徳島県（8）

4. 中国ブロック

岡山県、広島県、山口県（3）

5. 四国ブロック

徳島県、香川県、愛媛県、高知県（4）

6. 九州ブロック

福岡県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（6）